



報道関係者各位

平成23年10月12日

【照会先】

職業安定局 高齢・障害者雇用対策部
高齢者雇用対策課 高齢者雇用事業室
室長 上田 国土
室長補佐 桃井 竜介
(代表電話) 03(5253)1111 (内線5823)
(直通電話) 03(3502)6822

平成23年「高年齢者の雇用状況」集計結果

厚生労働省では、高年齢者を65歳まで雇用するための「高年齢者雇用確保措置」の実施状況など、平成23年「高年齢者の雇用状況」(6月1日現在)の集計結果をまとめましたので、公表します。

年金の支給開始年齢引き上げ(平成25年4月から65歳)を受け、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では65歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「定年の廃止」や「定年引き上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置を講じるよう義務付け^(注1)、毎年6月1日現在の高年齢者の雇用状況を提出することを求めています。

今回の集計結果は、この雇用状況報告を提出した従業員31人以上の企業約13万8,000社の状況をまとめたものです。なお、この集計では、従業員31人～300人規模を「中小企業」、301人以上規模を「大企業」としています。

【集計結果の主なポイント】

1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

高年齢者雇用確保措置を「実施済み」の企業の割合は95.7% (前年比0.9ポイント減少)

【別表1】

- ◇ 中小企業は95.3% (同1.0ポイント減少)
- ◇ 大企業は99.0% (同0.3ポイント上昇)
- ◇ 経過措置が平成22年度で終了^(注2)したことが、中小企業の「実施済み」割合が減少した要因と考えられる

2 希望者全員が65歳まで働ける企業等の状況

(1) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は47.9% (同1.7ポイント上昇) 【別表5】

- ◇ 中小企業では50.7% (同1.9ポイント上昇)、うち「31～50人」規模が58.3% (同2.7ポイント上昇) と最も多い
- ◇ 大企業は23.8% (同0.1ポイント上昇) で、中小企業の取り組みの方が進んでいる

(2) 「70歳まで働ける企業」の割合は17.6% (同0.5ポイント上昇) 【別表6】

- ◇ 中小企業では18.4% (同0.5ポイント上昇)、うち「31～50人」規模が20.5% (同1.0ポイント上昇) と最も多い
- ◇ 大企業は10.6% (同0.2ポイント上昇) で、中小企業の取り組みの方が進んでいる

3 定年到達者の継続雇用状況

過去1年間に定年を迎えた43万4,831人のうち、継続雇用された人は32万71人 (73.6%)、継続雇用を希望しなかった人は10万7,137人 (24.6%)、基準に該当せず離職した人は7,623人 (1.8%) 【別表8】

- ◇ 希望者全員の継続雇用制度を導入している企業では、過去1年間に定年を迎えた人 (12万1,420人) のうち、継続雇用された人は9万9,946人 (82.3%)。
- ◇ 基準該当者の継続雇用制度を導入している企業では、過去1年間に定年を迎えた人 (27万5,224人) のうち、継続雇用された人は19万1,414人 (69.5%)、基準に該当せず離職した人は6,971人 (2.5%)

詳細は、次頁以下をご参照ください。

<集計対象>

全国の常時雇用する労働者が31人以上の企業 138,429社

中小企業 (31～300人規模) : 123,887社

(うち31～50人規模 : 45,112社、51～300人規模 : 78,775社)

大企業 (301人以上規模) : 14,542社

(注1) 定年と継続雇用制度の義務年齢は、年金の支給開始年齢の引き上げに合わせて段階的に引き上げられ、平成25年3月31日までは64歳、平成25年4月1日から65歳となる。

(注2) 継続雇用制度を導入する場合、事業主は労使協定を締結した上で対象となる高年齢者に関する基準を設けることが認められているが、300人以下規模企業には、労使協議が調わない場合に限り、労使協定によらず就業規則などで基準を定めることが、平成22年度末まで特例で認められていた。

1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

(1) 全体の状況

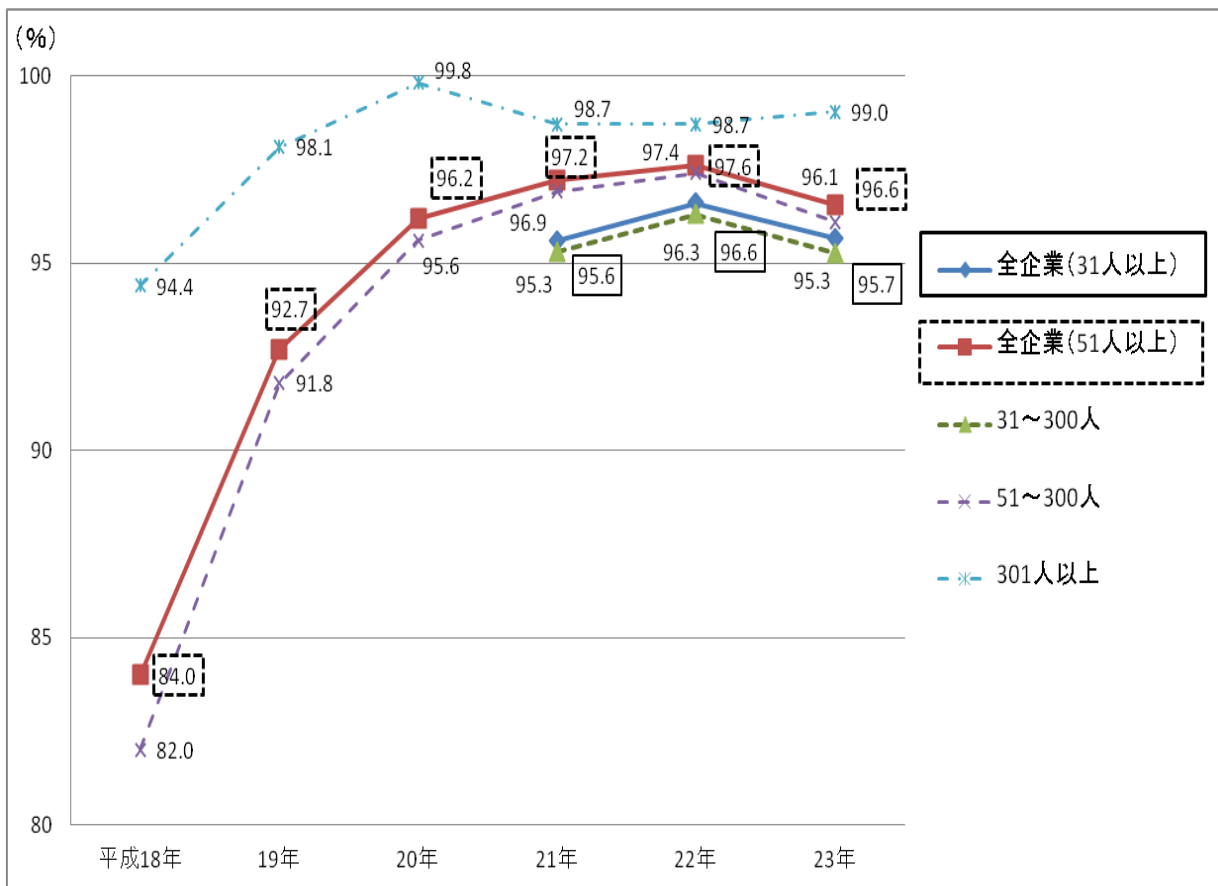
高年齢者雇用確保措置（以下「雇用確保措置」という。）の実施済企業の割合は95.7%（132,429社）（前年比0.9ポイントの減少）、51人以上規模の企業で96.6%（90,099社）（同1.0ポイントの減少）となっている。

雇用確保措置を未実施である企業の割合は4.3%（6,000社）（同0.9ポイントの上昇）、51人以上規模企業で3.4%（3,218社）（同1.0ポイントの上昇）となっている。（別表1）

(2) 企業規模別の状況

雇用確保措置の実施済企業の割合を企業規模別に見ると、大企業では99.0%（14,401社）（前年比0.3ポイントの上昇）、中小企業では95.3%（118,028社）（同1.0ポイントの減少）となっている。

中小企業に係る経過措置が平成22年度末で終了したことが、実施企業割合の減少の要因であると考えられる。（別表2）

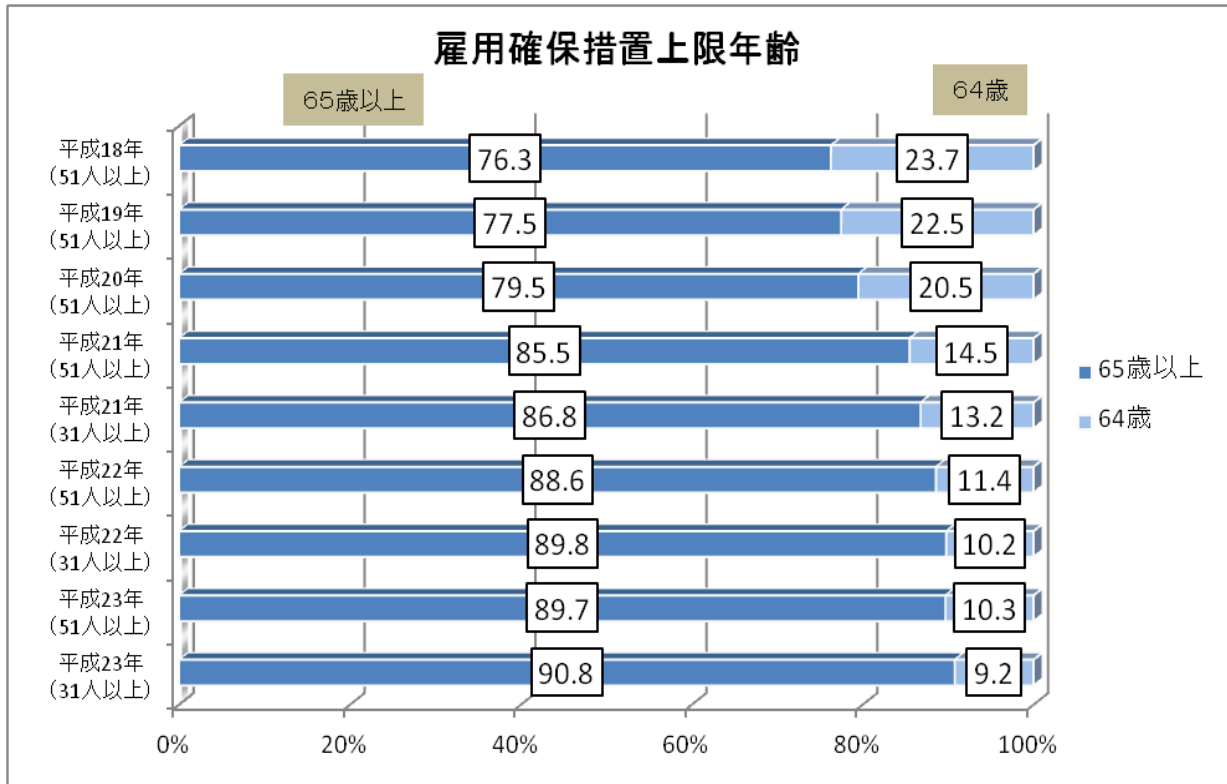


(3) 雇用確保措置の上限年齢

雇用確保措置の上限年齢については、雇用確保措置の実施済企業のうち、現在の義務年齢である64歳を上限年齢としている企業は9.2%(12,202社)となっている。

法の義務化スケジュールより前倒して65歳以上を上限年齢としている企業(定年の定めのない企業を含む。)は90.8%(120,227社)(同1.0ポイントの上昇)となっている。

(別表3)

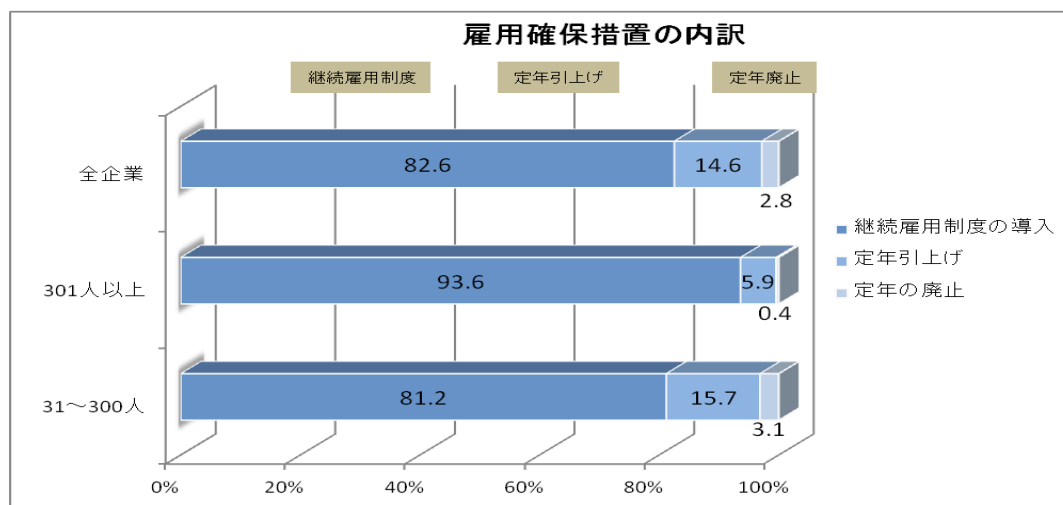


(4) 雇用確保措置の内訳

雇用確保措置の実施済企業のうち、

- ①「定年の定め廃止」により雇用確保措置を講じている企業は 2.8% (3,739 社) (前年度と同程度)、
- ②「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業は 14.6% (19,356 社) (同 0.7 ポイントの上昇)、
- ③「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業は 82.6% (109,334 社) (同 0.7 ポイントの減少)

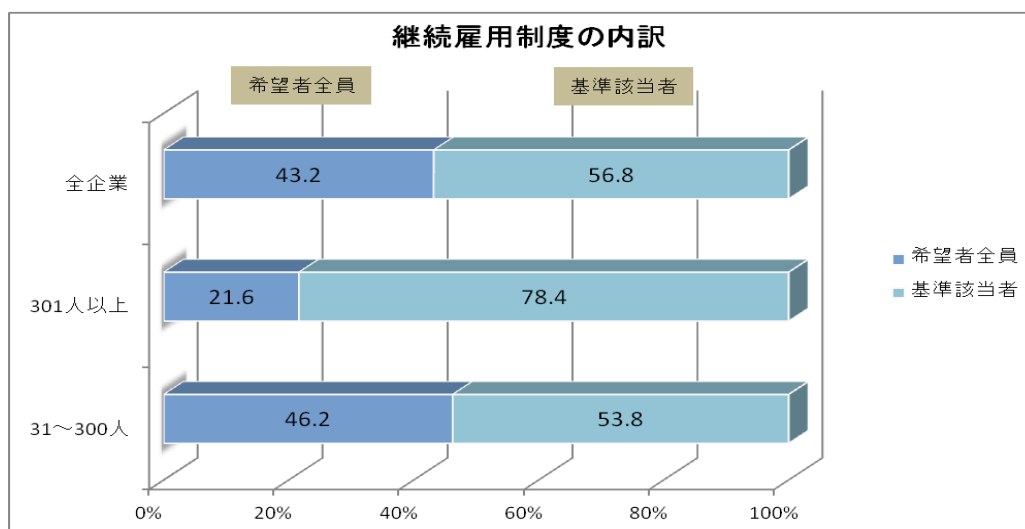
となっており、定年制度により雇用確保措置を講じるよりも、継続雇用制度により雇用確保措置を講じる企業の比率が高い。(別表4-1)



(5) 継続雇用制度の内訳

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業 (109,334 社) のうち、

- ①希望者全員を対象とする継続雇用制度を導入している企業は 43.2% (47,244 社) (同 1.8 ポイントの上昇)、
 - ②対象者となる高年齢者に係る基準を労使協定で定め、当該基準に基づく継続雇用制度を導入している企業は 56.8% (62,090 社)、
- となっている。(別表4-2)



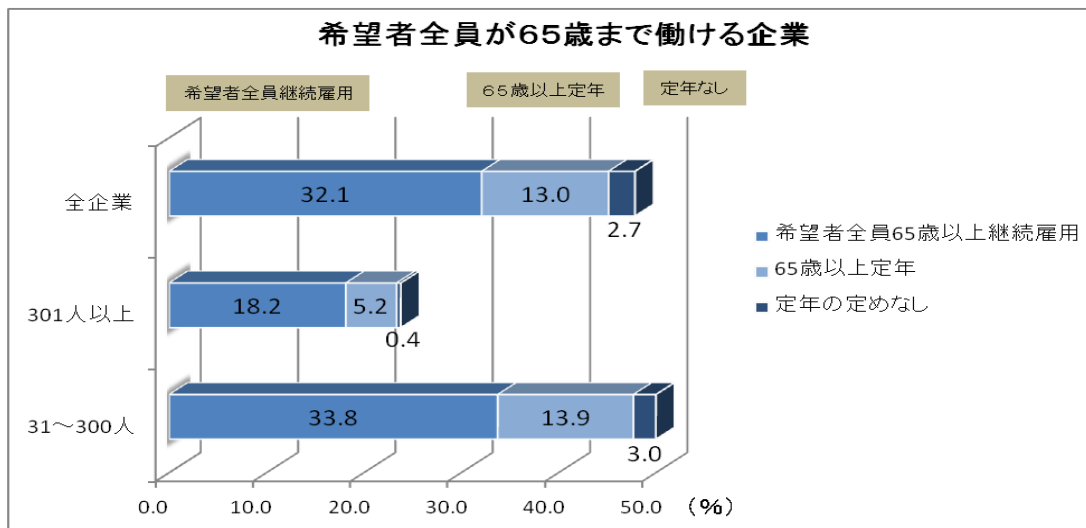
2 希望者全員が65歳以上まで働ける企業等について

(1) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況

希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は47.9%(66,240社)(同1.7ポイントの上昇)となっている。

企業規模別に見ると、

- ①中小企業では50.7%(62,779社)(同1.9ポイント上昇)、
 - ②大企業では23.8%(3,461社)(同0.1ポイント上昇)、
- となっており、特に中小企業での取組が進んでいる。(別表5)

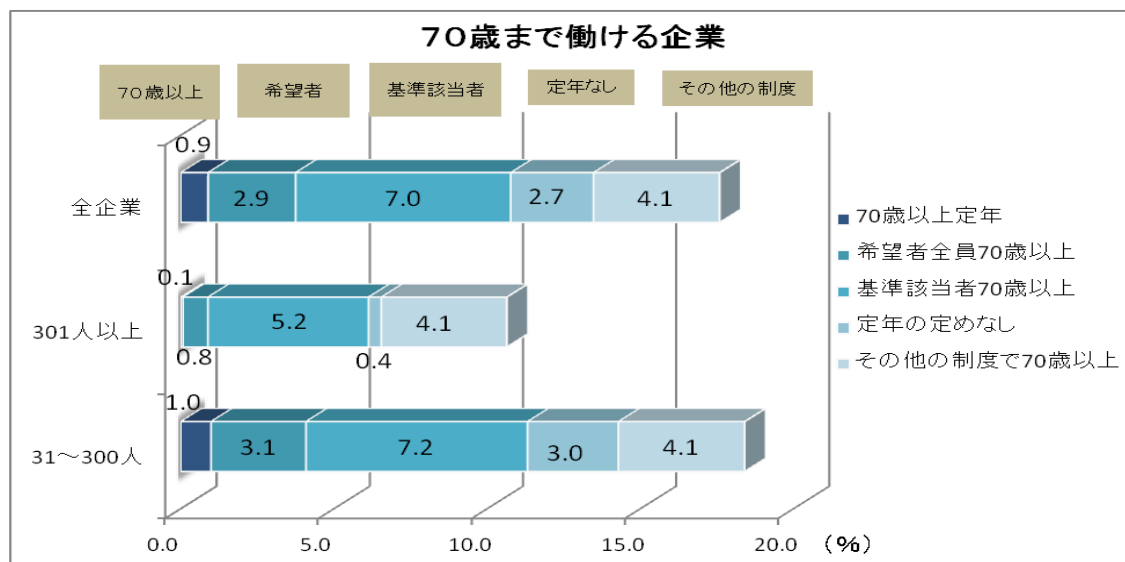


(2) 「70歳まで働ける企業」の状況

「70歳まで働ける企業」の割合は17.6%(24,352社)(同0.5ポイントの上昇)となっている。

企業規模別に見ると、

- ①中小企業では18.4%(22,804社)(同0.5ポイント上昇)、
 - ②大企業では10.6%(1,548社)(同0.2ポイント上昇)、
- となっている。(別表6)



3 定年到達者の動向

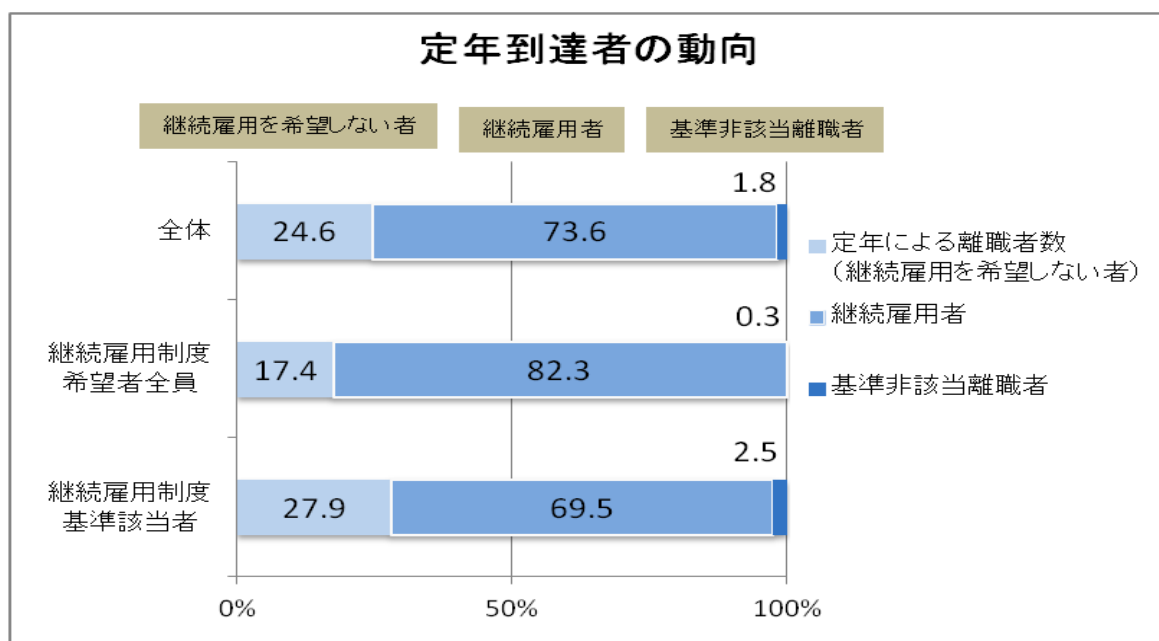
過去1年間の定年到達者(43万5千人)のうち、継続雇用を希望しなかった者の数(割合)は10万7千人(24.6%)、定年後に継続雇用された者は32万人(73.6%)、継続雇用を希望したが基準に該当しないことにより離職した者は7.6千人(1.8%)、継続雇用を希望した者について見ると、継続雇用された者の割合は97.7%、基準に該当しないことにより離職した者の割合は2.3%となっている。

また、継続雇用制度により雇用確保措置を講じている企業のうち、

①希望者全員を継続雇用している企業では、過去1年間の定年到達者12万1千人のうち、継続雇用された者の数(割合)は10万人(82.3%)、

②基準該当者を継続雇用している企業では、過去1年間の定年到達者27万5千人のうち、継続雇用された者の数(割合)は19万1千人(69.5%)、継続雇用を希望したが基準に該当しないことにより離職した者は7.0千人(2.5%)、

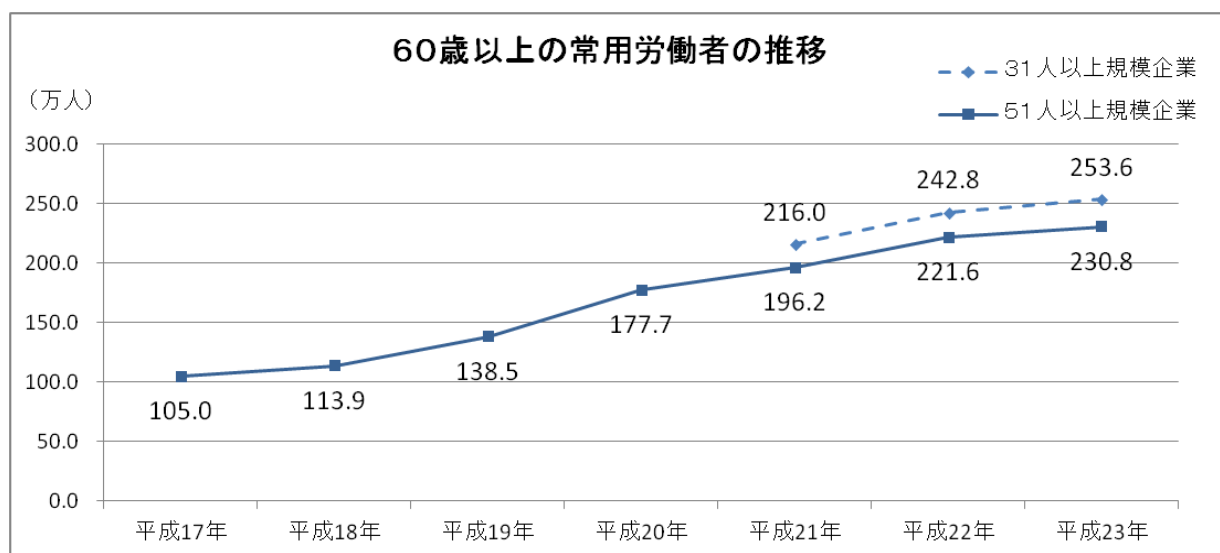
となっている。(別表8)



4 雇用確保措置の義務化後の高年齢労働者の動向

51人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は230万8千人であり、雇用確保措置の義務化前(平成17年)と比較すると、125万8千人増加している。

31人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は253万6千人であり、平成21年と比較すると、37万6千人増加している。(別表9)



5 今後の取組

(1) 雇用確保措置の定着に向けた取組

雇用確保措置については、中小企業に係る経過措置切れを含む未実施企業が6,000社(31人以上規模企業)あることから、引き続き、各都道府県労働局、ハローワークによる個別指導を強力に実施し、早期解消を図る。

(2) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の普及

平成25年度には、年金の支給開始年齢の定額部分が65歳に引き上げられ、報酬比例部分の引上げが始まることも踏まえ、60歳代前半の雇用確保を図るため、希望者全員が65歳以上まで働ける制度の導入に取り組んでもらうよう、企業に積極的に働きかけを行う。

(3) 「70歳まで働ける企業」の普及・啓発

少子・高齢化の進行、将来の労働力人口の低下、団塊世代の65歳への到達等を踏まえ、年齢にかかわらず働ける社会の実現に向け、「定年引上げ等奨励金」の活用等により、65歳までの雇用確保を基盤として「70歳まで働ける企業」の普及・啓発に取り組む。